

問い合わせ先

第四管区海上保安本部

交通部計画運用課長 濱野 壮一郎

電話 052-661-1611（内線 2640）

平成25年2月26日

海上標識への船舶接触事故の防止について

今年にはいって海上標識への船舶接触事故が多発しています。

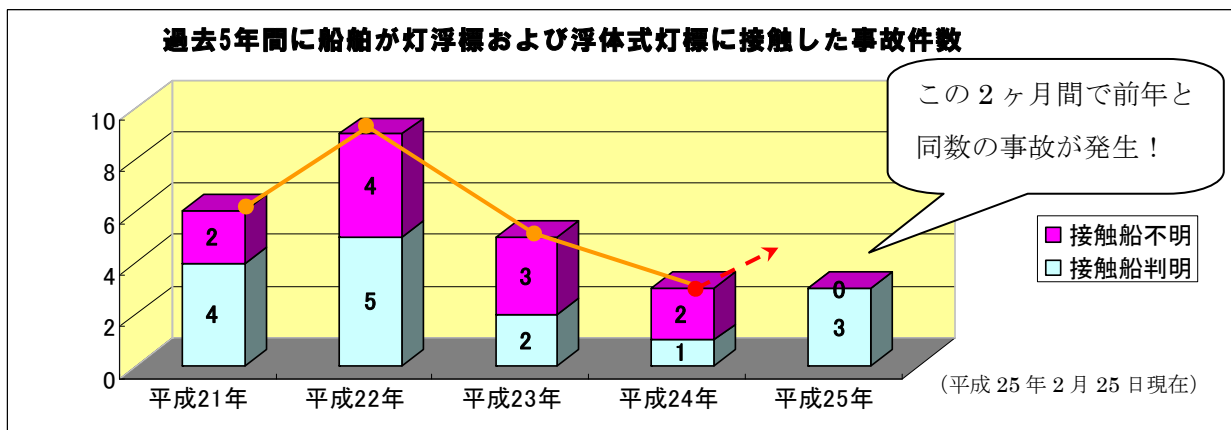
船舶の運航に際し、次の事項を遵守していただくとともに、万一の接触事故の発生や事故を発見した際は、118番か最寄り海上保安部署への早期通報をお願いします。

- ◆ 最新海図による事前の十分な水路調査
 - ◆ 常時適切な見張りの徹底
 - ◆ レーダー等による確実な船位の把握
 - ◆ 気象状況や自船の操縦性能等を考慮した余裕のある進路設定
- ※ 別添 リーフレットを参照してください。

海上標識は、船舶が安全に航行するために、法律で定められた航路や水深が確保されている航路、浅瀬などの危険海域を示す、灯浮標や浮体式灯標などのことで、いわば「海の道しるべ」であり、船舶にとっては無くてはならない重要なものです。

この「海の道しるべ」は、船舶接触事故により位置が移動したり、損傷により明かりが消えたりすると、道しるべとして利用できないばかりか、一転して「障害物」となってしまう。

第四管区海上保安本部では、船舶に対して、海上標識への接触事故の防止とともに、万一の接触事故の発生や事故を発見した際の118番か最寄りの海上保安部署への早期通報を呼び掛けています。



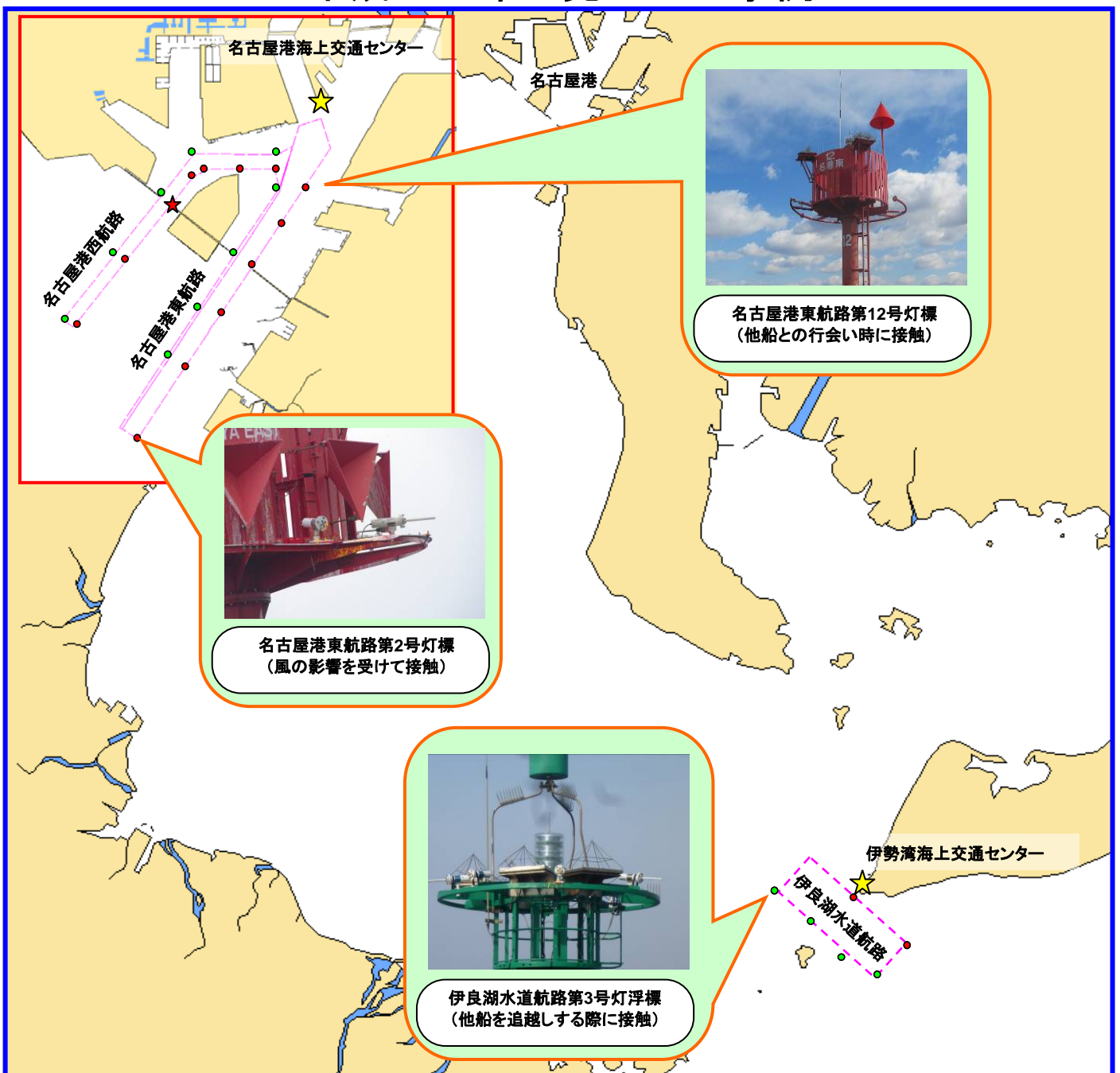
海上標識への船舶接触事故が多発！

海上標識への船舶接触を防ぐため以下の事項について遵守をお願いします。

- ・最新海図による事前の十分な水路調査
- ・常時適切な見張りの徹底
- ・レーダー等による確実な船位の把握
- ・気象や自船の操縦性能等を考慮した余裕のある針路設定

※万一の接触事故の発生や事故を発見した際の118番か最寄り海上保安部署への早期通報をお願いします。

平成25年に発生した事例



(問い合わせ先)
交通部計画運用課 Tel. 052-661-1611(代)



第四管区海上保安本部

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/>